

## 第 13 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の変更の概要

### 1 変更の理由

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年環境省令第 23 号）の施行により「ゴイサギ」及び「バン」が狩猟鳥獣の指定から解除されたことに伴い、所要の変更を行う。

### 2 変更の内容

#### (1) 狩猟鳥獣の見直しに伴うもの

- 「許可権限の市町村長への移譲」(P. 18) の項目において、「狩猟鳥獣 48 種のうち（省略）36 種並びに（省略）」を、「狩猟鳥獣のうち（省略）種並びに（省略）」に改める。

#### (2) 誤記の修正

- 「許可権限の市町村長への移譲」(P. 18) の項目において、非狩猟鳥獣であるニホンザルが、狩猟鳥獣に含まれている旨の誤記載があったため、誤記を修正する。
- 参考資料ページ (P. 34) において、狩猟鳥獣の一覧表の注 1、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」における分類の記載が、P. 18 に記載の分類と異なっている (P. 18 が正しい) ため、誤記を修正する。

#### (3) 表記の修正

- 市町村への意見照会の結果、「許可権限の市町村長への移譲」(P. 18) の項目において、読点の誤った使い方の指摘や、誤解を招くおそれのある記述の修正を希望する意見があったため、それらの表記を修正する。

#### (4) 今年度策定の特定計画に関する追記

- 令和 5 年 3 月に特定計画（第 5 次神奈川県ニホンジカ管理計画、第 5 次神奈川県ニホンザル管理計画及び第 2 次神奈川県イノシシ管理計画）が策定されたことに伴い、「特定計画の作成に関する方針」(P. 22) の表に、それらの特定計画について追記する。

### 3 計画の変更・公表日

令和 5 年 4 月 1 日